

公共事業における用地買収の流れ

公共事業の推進はみなさんのご協力に支えられています。

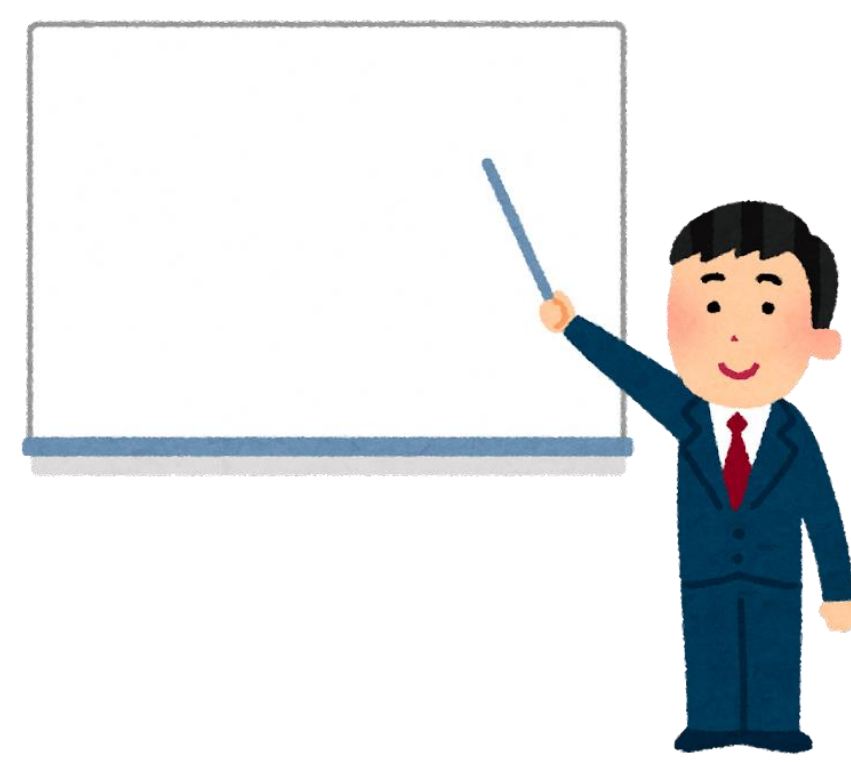
みなさんの土地を提供していただくときは、次の手順に沿って進めてまいります。

公共事業を効果的に進めるためには、事業に必要な用地を計画的かつ円滑に確保することが重要です。

みなさんから土地をお譲りいただく場合や住み慣れた建物を移転していただくことになった場合には、十分なお理解と納得を得られるよう努めて参ります。

STEP 1 事業計画などの説明

地域みなさんに、これから行われる事業の目的や、用地補償などについて「説明会」を開き、内容を具体的にお知らせします。



STEP 2 用地幅杭などの打設

事業についてみなさんのご了解をいただきますと、事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地の幅を示す杭を打設させていただきます。



STEP 3 土地建物などの測量・調査

みなさんからお譲りいただく土地や移転していただく建物、塀などの工作物や庭木などの立木等、みなさんの立会いのもとに、測量調査します。なお、調査結果については、みなさんに確認いただきます。



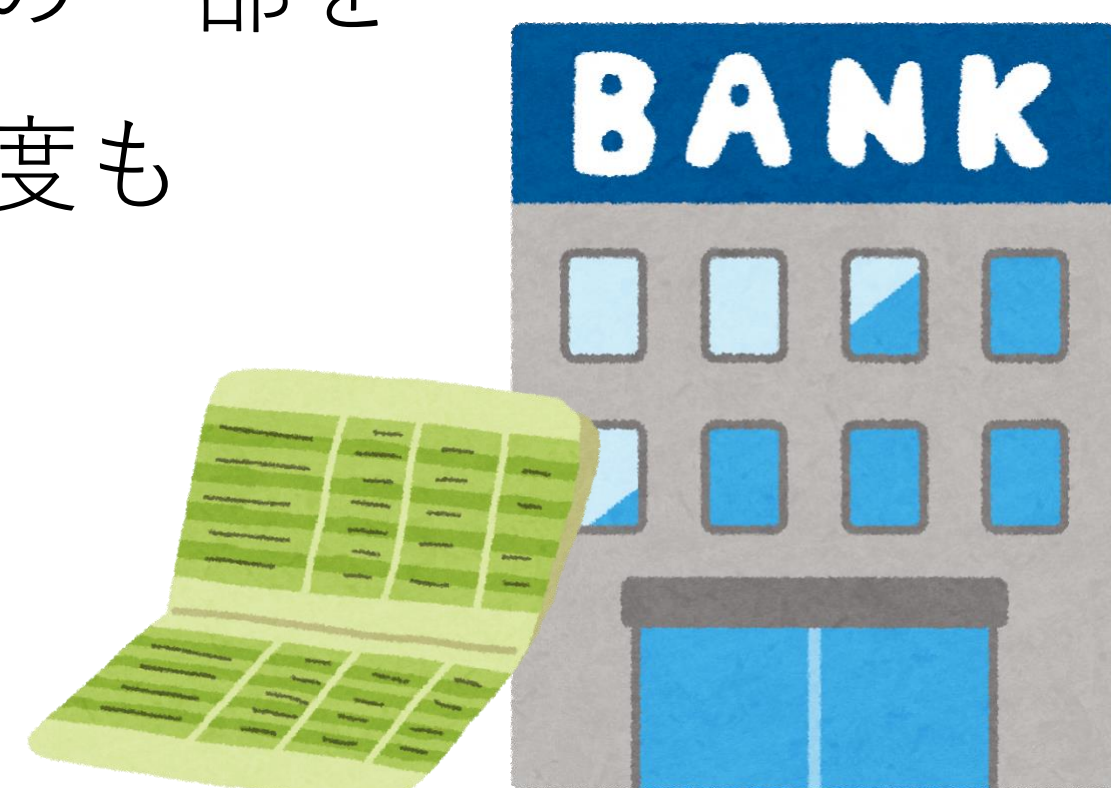
STEP 4 補償金額の算定

測量・調査の結果に基づき、権利者ごとに補償金額を算定します。なお、補償金は「補償基準」により適正かつ公平に算定します。



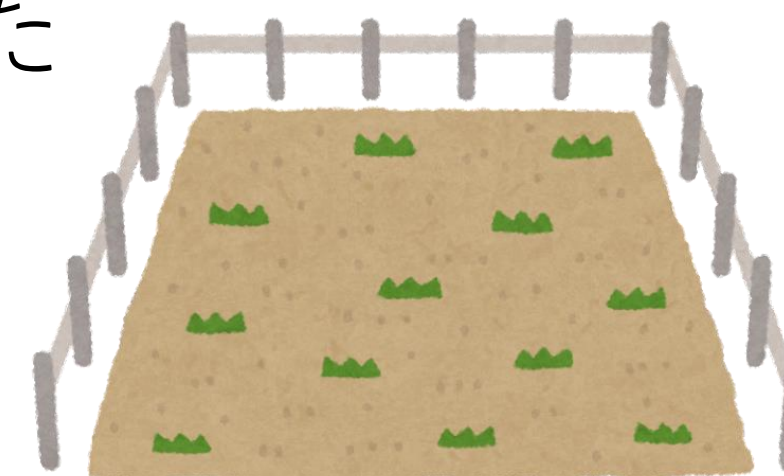
STEP 8 補償金の支払い

建物等を移転していただき、土地の引渡しを受けたあと、補償金を指定の口座にお支払いいたします。なお、補償金の一部を前払いする制度もあります。



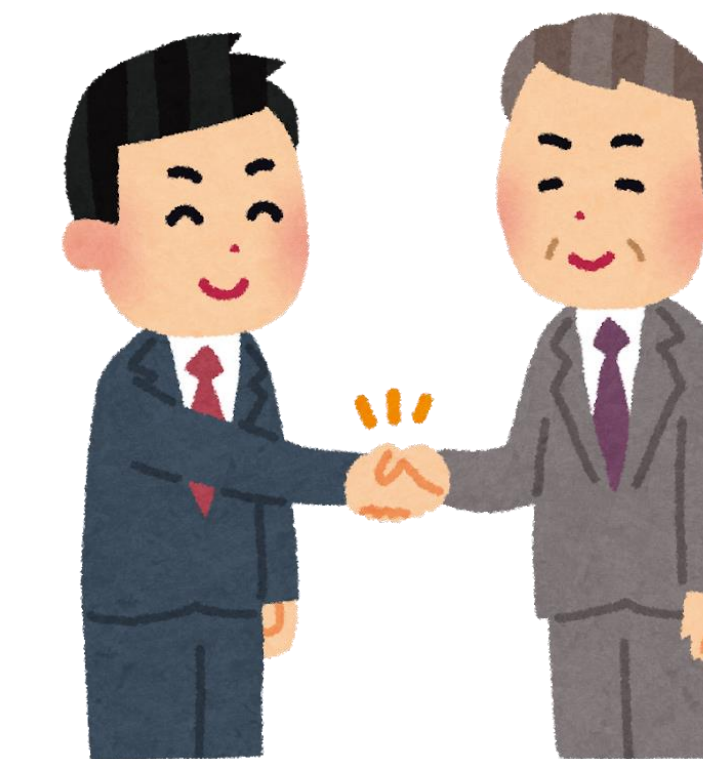
STEP 7 建物などの移転や土地の引渡し

建物・工作物・立木等を移転していただき、土地の引渡しをしていただきます。なお、お譲りいただく土地の所有権移転などの登記は、契約の際にいただいた書類をもとに私どもが行います。



STEP 6 契約の締結

補償の内容、建物移転、土地の引渡し時期等についてご理解いただきますと、書面で契約を取り交わします。あわせて登記等に必要な書類の提出をお願いします。



STEP 5 補償額の説明

算定した補償金についてご理解いただけるよう説明し、話し合いをします。また、建物移転を伴う場合等、個別の事情等の相談もいたします。

